

# 下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市商店街等競争力強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商業団体等 定款、規約又は規程（以下「定款等」という。）を有する団体で、当該団体の事務所の所在地及び活動の区域が下関市内（以下「市内」という。）であることが定款等に規定されているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する商店街組合及びこれを会員とする商工組合連合会

エ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所

オ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

カ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第1号又は第2号ロに該当する者

キ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

ク 市内で小売商業又はサービス業（以下「小売商業等」という。）を営む者で組織する団体で、小売商業等の活性化を目的に事業活動を行うもの

(2) 民間事業者 市内で飲食業、小売業及びサービス業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業者をいう。）

(3) 商店街等 商業団体等が事業を営む区域

(交付の目的)

第3条 補助金は、次条第1項に規定する補助対象事業を実施する商業団体等及び民間事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象事業の実施に必要な経費の一部又は全部について交付することにより、市内の小売商業等の活性化及び商店街等の魅力の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象事業、対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が行う別表第1に掲げる事業とする。ただし、民間事業者が補助事業者となる場合にあっては、同表に掲げるインバウンド対応事業のうち言語対応事業又は人材育成事業に限る。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費とし、その補助率は、別表第3のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(補助対象事業の推進)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助決定者は、第6条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市商店街等競争力強化事業費補助金事業計画中止・廃止届出書(様式第3号)を市長に提出して、補助金の交付の申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第10条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ下関市商店街等競争力強化事業費補助金事業計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助決定者の自由な創意により、より能率的な補助金の交付の目的の達成に資するものと考えられるとき。

イ 補助金の交付の目的及び補助対象事業の事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日(その完了の日の属する月が3月である場合には、同月末日)までに、下関市商店街等競争力強化事業費補助金実績報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。ただし、補助対象事業が小売商業等振興事業のうち地域特性創出事業(商店街イメージアップ事業)若しくは共同化推進事業又はインバウンド対応事業である場合は、市長が別に指示する日までに報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じ調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助決定者に対して指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第14条 第12条の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助決定者に当該請求のあった額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第16条 補助決定者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- （4）この要綱に違反したとき。
- （5）不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- （6）その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（財産の処分の制限）

第18条 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、設置場所の変更、改造、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）補助決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。
- （2）補助対象事業完了後5年を経過したとき。
- （3）災害等により当該補助対象事業により整備等を行った施設等が被害を受け、一般公衆の利便確保のため緊急に改造を要するとき。

(質問、報告等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は第16条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第20条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年度の補助対象事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱に基づき交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度の予算に係る補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱に基づき交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号(その1)及び様式第1号(その2)による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱に基づき交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱に基づき交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱に

基づき交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業の名称	補助対象事業の概要	補助対象事業の区分
小売商業等振興事業	小売商業等の活性化又は商店街等の魅力向上に効果が見込まれる総事業費が20万円以上のソフト事業	1 まちづくり計画等策定事業 事業計画等の策定、活性化のための調査、研究活動等の事業
		2 高齢者等対策事業 高齢者、障害者等の利便性向上を図るための事業
		3 環境対策事業 リサイクルシステム等の構築、環境保全・美化を促進するための事業
		4 地域特性創出事業（商店街等イメージアップ事業） 商店街等の魅力向上を図るためのイベント、キャンペーン事業、オリジナル商品の開発、販売促進、商店街マップ・ロゴマーク・イメージキャラクターの作成など、商店街等のイメージアップを図るための事業
		5 共同化推進事業 共同購入、共同配送、共通割引カード、スタンプ事業等、共同化を推進するための事業
		6 情報化対策事業 情報発信、バーチャルモール、顧客管理システム構築等、商店街等の情報化を図るための事業
		7 交流促進事業 他の商業団体等との交流を通じた物流機能、特産品の相互流通を促進する事業
		8 空き店舗活用事業 チャレンジショップ、コミュニティ施設等、空き店舗を活用して商店街等の活性化を図るための事業
施設等整備事業	一般公衆の利便に寄与する施設等又は商店街等の活性化を図るための施設等を整備する事業	1 一般公衆の利便に寄与する施設等 自転車・バイク置き場・駐車場・カラー舗装歩道・モザイク舗装歩道・街路灯・アーケード・アーチ・案内塔等

		<p>2 商店街の活性化を図るための施設等 放送施設・情報化設備・コミュニティーホール・イベント広場・ポケットパーク・物品預り所・休憩所・案内所・待合所・展示場・共同便所・噴水等</p>
初動期活動事業	新たに設立された商業団体等（第2条第1号キに該当する者を除く。）が、当該商業団体等の設立の目的を達成するために行う初動期の活動事業	新たに組織化した商業団体等の初動期の活動事業
インバウンド対応事業	インバウンド客の誘客や消費喚起が見込まれる総事業費20万円以上の事業	<p>1 言語対応事業 多言語 web サイトの製作、多言語表示案内看板の作成、提供メニューの作成、通訳・翻訳機器の導入等による言語対応を図るための事業</p>
		<p>2 人材育成事業 マナーや語学等のセミナーの開催により受入対応力の向上を図るための事業</p>
		<p>3 広域事業 商業団体等の多言語マップを作成するための事業</p>
		<p>4 イベント事業 ものづくり体験、着物着付け体験、臨時出店イベント等のインバウンド客向けのイベント開催事業</p>

備考

- 1 小売商業等振興事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、いずれか1つの区分に限り申請できるものとする。
- 2 補助金の交付の申請においては、小売商業等振興事業と初動期活動事業とを併せて実施することはできないものとする。
- 3 小売商業等振興事業のうち、地域特性創出事業（商店街等イメージアップ事業）及び共同化推進事業（次項において「地域特性創出事業等」という。）は、当該商業団体等を構成する事業者の数が10以上である商業団体等に限り申請できるものとする。
- 4 1 商業団体等が、地域特性創出事業等を同一年度に申請する場合は、2回を限度とする。ただし、2以上の商業団体等のそれぞれを構成する事業者の3分の2以上が同一の事業者である場合は、当該2以上の商業団体等は全て同一の商業団体等であるとみなし、全ての商業団体等で合わせて2回を限

度とする。



別表第2（第4条関係）

補助対象事業の名称	補助対象費目	補助対象経費	補助対象外経費
小売商業等 振興事業・ 初動期活動 事業	報償費	専門家（講習会講師、販売指導などを行う専門家をいう。以下「専門家」という。）に対する謝金	商業団体等を構成する者（以下「構成員」という。）に対して支払うもの
	旅費	専門家の移動に要する交通費	構成員の移動に要する経費（別表第1小売商業振興事業7交流促進事業を実施するため、他の商業団体と調整するための旅行に要する経費を除く。）
	消耗品費	取得価格が1品3万円未満の物品の購入に要する経費	
	印刷製本費	印刷物等を印刷・製本するために支払われる経費	
	光熱水費	水道料、電気料、ガス代など	補助対象事業以外の使用と明確に区分ができないもの
	通信運搬費	郵送費用、電話代など	補助対象事業以外の使用と明確に区分ができないもの
	広告料	補助対象事業の広報のための新聞折込料、雑誌掲載料などの広告・宣伝に要する経費	
	筆耕翻訳料	筆耕、翻訳、通訳に要する経費	
	委託料	補助対象事業の実施に必要な業務の一部を他の者に委託して行わせるために必要な経費	構成員に行わせるもの
	使用料及び賃借料	補助対象事業の実施に直接必要となる不動産、物品等の借上げに要する経費	不動産を借り上げる場合の敷金、保証金、不動産仲介料及び構成員が所有する物品等の借上げに要する経費
	工事請負費	店舗などの改装に要する経費	建物の床面積、構造の変更を伴う工事に要する経費
	原材料費	資材等の購入に要する経費	
	備品購入費	取得価格が1点3万円以上の物品の購入に要する経費	
	商品券等のプレミアム経費	補助対象事業において発行する商品券等の換金総額のうちプレミアム相当分（プレミアム率は30%を限度とする。）	

施設等整備 事業	委託料	補助対象事業の実施に必要な業務の一部を他の者に委託して行わせるために必要な経費	施設等を建設するための調査費・設計費・設計監理費（工事監理費を含む。）
	工事請負費	施設等の整備又は改修に要する経費	既設物を撤去するための費用（建設工事全体の中で、既設物の除去が当該施設の機能向上を伴う増改築に当たり不可欠と判断される場合（「撤去+新設」の場合を含む。）を除く。）
	備品購入費	施設等に固定して使用するもので、その取得価格が1点3万円以上の物品の購入に要する経費	
	財産購入費	施設等の整備のための建物取得に要する経費	施設等の敷地となる土地の取得、賃貸、造成又は補償に要する経費
インバウンド 対応事業	報償費	専門家に対する謝金	構成員に対して支払うもの
	旅費	専門家の移動に要する交通費	構成員の移動に要する経費
	印刷製本費	印刷物等を印刷・製本するために支払われる経費	
	広告料	補助対象事業の広報のための新聞折込料、雑誌掲載料などの広告・宣伝に要する経費	
	筆耕翻訳料	筆耕、翻訳、通訳に要する経費	
	委託料	補助対象事業の実施に必要な業務の一部を他の者に委託して行わせるために必要な経費	構成員に行わせるもの
	使用料	セミナーやイベントを実施するための会場や物品等の借上げ費用	構成員が所有する物品等の借上げに要する経費
	工事請負費	多言語表示案内看板等を作成・設置する経費、既存表示案内看板等を多言語化する改修費	既存表示案内看板で元々多言語表示があったものの改修費
	消耗品費	取得価格が1品3万円未満の物品の購入に要する経費	通訳・翻訳機器のリース代及びレンタル代並びにその維持費、Wi-Fi整備に係る経費、翻訳アプリや通訳サービスソフトの初期導入費用や月額利用料
	備品購入費	取得価格が1点3万円以上の物品の購入に要する経費	

備考

- 1 国、県等から助成を受けて補助対象事業を実施する場合は、補助対象経費の額から国、県等の助成額を控除した額を補助対象経費の額と

する。

- 2 いずれの補助対象事業においても、役員報酬、宿泊研修費、視察旅費、交際費、慶弔費、食糧費、事業積立金等、その名称の如何にかかわらず、使途の性質が補助対象事業の目的に適合しないと認められるもの及び補助対象事業の実施に直接関連の認められない経費は、補助金の交付の対象としない。
- 3 小売商業等振興事業、施設等整備事業及びインバウンド対応事業を実施する補助事業者にあつては、当該補助事業者の運営に係る経費は、補助金の交付の対象としない。
- 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 5 地域経済の活性化を図るため、地元業者への優先発注に努めること。

別表第3（第4条関係）

補助対象事業の名称	補助率	補助額及び補助限度額等
小売商業等振興事業 （まちづくり計画等 策定事業、高齢者等 対策事業、環境対策 事業、情報化対策事 業、交流促進事業及 び空き店舗活用事 業）	3分の1	補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額が150万円を超えるときは、150万円を補助限度額とする。 また、同一事業に対する補助期間は2年度を限度とする。
小売商業等振興事業 （地域特性創出事業 （商店街等イメージ アップ事業）及び共 同化推進事業）	3分の2	補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額が、次の各号に掲げる商業団体等を構成する事業者の数の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額を補助限度額とする。 (1)10から50まで200万円 (2)51から100まで300万円 (3)101以上500万円
施設等整備事業	3分の1	補助対象経費の合計額（他の補助制度等を利用する場合にあっては、当該合計額から当該補助制度等に係る補助金等の額を減じた額。以下同じ。）に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を補助限度額とする。
初動期活動事業	10分の10	補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助金の交付を受けることができる期間は、商業団体等の設立から1年以内の年度を初年度として3年度までとし、初年度は50万円、2年度目は30万円、3年度目は20万円を補助限度額とする。
インバウンド対応事業	2分の1	補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額を補助額とする。商業団体等においては、補助額が50万円を超えた場合は50万円、民間事業者においては補助限度額が25万円を超えた場合は25万円とする。 ※インバウンド対応事業内で複数の事業区分を実施する場合も1年度50万円若しくは25万円を補助限度額とする。 ※インバウンド対応事業とその他の事業を実施する場合は、それぞれの補助限度額を適用とする。

## 備考

- 1 商業団体等が、小売商業等振興事業と施設等整備事業を同一年度に申請する場合には、各事業に係る補助額を合計した額は、1,000万円を上限とする。

- 2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（宛先）下関市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
(TEL ( ) )

下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付申請書

下関市商店街等競争力強化事業費補助金に係る事業を実施するため、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称及び区分

- ・小売商業等振興事業（まちづくり計画等策定事業・高齢者等対策事業・環境対策事業・情報化対策事業・交流促進事業・空き店舗活用事業・地域特性創出事業（商店街等イメージアップ事業）・共同化推進事業）
- ・施設等整備事業（一般公衆の利便に寄与する施設等・商店街の活性化を図るための施設等）
- ・初動期活動事業（新たに組織化した商業団体等の初動期の活動事業）

2 補助金交付申請額 金 , 000円

[補助金申請額算出内訳]

(単位：円)

補助対象事業に要する経費	補助対象経費	負担区分		
		市負担分	自己負担分	その他

※補助金申請額

- 1) まちづくり計画等策定事業、高齢者等対策事業、環境対策事業、情報化対策事業、交流促進事業、空き店舗活用事業及び施設等整備事業 補助対象経費×1/3 (1,000円未満切捨て)
  - 2) 地域特性創出事業（商店街等イメージアップ事業）及び共同化推進事業 補助対象経費×2/3 (1,000円未満切捨て)
  - 3) 初動期活動事業 補助対象経費×10/10 (1,000円未満切捨て)
- ※補助金申請額算出内訳の記入に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

3 補助対象事業の開始予定日 年 月 日

4 補助対象事業の完了予定日 年 月 日

- 注) 添付書類
- ア 事業実施計画書（別紙1（その1））
  - イ 収支予算書（別紙2）
  - ウ 商業団体等の概要書（別紙3（その1））
  - エ 事業に係る見積書の写し、仕様書等
  - オ 事業の実施を団体として意思決定したことを証する議事録等の写し
  - カ 商業団体等の登記簿謄本、定款（任意団体にあつては、規約又はこれに準ずるもの）
  - キ 商業団体等の役員名簿、団体員名簿
  - ク 事業の実施に当たって許認可を要するものについては、その許認可書の写し

- ※ 小売商業等振興事業及び施設等整備事業を併せて申請する場合は、それぞれの事業ごとに申請すること。
- ※ 交付要綱第2条第1号カに規定する者が申請する場合は、添付書類ウ及びオからキまでについては当該事業を実施する地区の商業団体等に関するものを添付すること。
- ※ 交付要綱第2条第1号キに規定する特定非営利活動法人が申請する場合は、当該法人及び当該事業を実施する地区の商業団体等に関するものを添付すること。

様式第1号（その2）（第5条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
(TEL ( ) )

下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付申請書

下関市商店街等競争力強化事業費補助金に係る事業を実施するため、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の区分 インバウンド対応事業  
2 補助金交付申請額 金 , 000円

【補助金申請額算出内訳】

（単位：

円）

補助対象事業に 要する経費	補助対象経費	負担区分		
		市負担分	自己負担分	その他

※補助金申請額については、補助対象経費×1/2（1,000円未満切捨て）

※補助金申請額算出内訳の記入に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

- 3 補助対象事業の開始予定日 年 月 日  
4 補助対象事業の完了予定日 年 月 日

注) 添付書類

【商業団体等及び民間事業者共通】

ア 事業実施計画書（別紙1（その2））

イ 収支予算書（別紙2）

ウ 事業に係る見積書の写し、仕様書等

エ 事業の実施に当たって許認可を要するものについては、その許認可書の写し

【商業団体等のみ】

オ 事業の実施を団体として意思決定したことを証する議事録等の写し

カ 商業団体等の履歴事項全部証明書、定款（任意団体にあつては規約又はこれに準ずるもの）

キ 商業団体等の役員名簿、団員名簿

ク 商業団体等の概要書（別紙3（その1））

【民間事業者のみ】

ケ 市税の滞納なし証明書

コ 各種許認可証（食品衛生許可証等）

サ 履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書控えの写し、定款、規約等

シ 事業者の概要書（別紙3（その2））

※ 交付要綱第2条第1号カに規定する者が申請する場合は、添付書類ウ及びカからクまでに  
ついては当該事業を実施する地区の商業団体等に関するものを添付すること。

※ 交付要綱第2条第1号キに規定する特定非営利活動法人が申請する場合は、当該法人及び  
当該事業を実施する地区の商業団体等に関するものを添付すること。

## 事業実施計画書

実施する補助対象事業	小売商業等振興事業	新 規 ・ 継 続
	施設等整備事業	新 設 ・ 改 造
	初動期活動事業	新 規 ・ 継 続
補助対象事業の区分		
実施（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
実施（予定）場所		
補助対象事業の 具体的内容・目的 （実施する補助対象事業がソフト事業である場合はイベントの名称も併せて御記入ください。）		
補助対象事業の必要性		
補助対象事業の効果		
補助対象事業の効果の 測定方法		
貴団体の特色、商店街等の 特徴等		

《記入上の注意》 実施する補助対象事業ごとに記入してください。



## 事業実施計画書

実施する補助対象事業	インバウンド対応事業
補助対象事業の区分	
実施（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施（予定）場所	
補助対象事業の 具体的内容・目的	
補助対象事業の必要性	
補助対象事業の効果	
補助対象事業の効果の 測定方法	
貴団体の特色 商店街等の特徴等  又は 実施（予定）場所の特色	

## 収 支 予 算 書

## 収入の部

科 目	予 算 額 (円)	備 考
自 己 資 金		
補 助 金 等		
下 関 市 補 助 金		
そ の 他		
借 入 金		借入先
		借入先
寄 附 金		
そ の 他 収 入 金		
合 計		

## 《記入上の注意》

- 1 自己資金欄は、備考欄に明細を記入してください。
- 2 補助金等は、申請額を記入してください。
- 3 借入金欄は、借入先を記入してください。
- 4 税抜き金額を記入してください。





第 号

年 月 日

様

下関市長



下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった下関市商店街等競争力強化事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知する。

記

1 補助金の交付対象事業  
補助対象事業の名称  
補助対象事業の区分

2 補助金交付決定額  
金 , 000円

3 交付の条件等  
(1) 補助金を財源として財産（施設・備品）を取得した場合は、取得財産等管理台帳を備え、補助対象事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、適正な運用を図ること。  
(2) 下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

（TEL（ ）（ ））

下関市商店街等競争力強化事業費補助金事業計画中止・廃止届出書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のあり  
ました補助対象事業を下記のとおり中止・廃止したいので、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 中止・廃止する理由

2 中止・廃止の時期

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名  
(TEL ( ) )

下関市商店街等競争力強化事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のありました補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助対象事業の内容

変 更 前	変 更 後

事業実施計画書（様式第1号の別紙1）に準じて記入すること。

(2) 経費の配分

（単位：円）

	補助対象事業に 要する経費	補助対象経費	負 担 区 分		
			市負担分	自己負担分	その他
変 更 前					
変 更 後					

(3) 補助対象事業の完了予定期日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

（TEL（ ）（ ））

下関市商店街等競争力強化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のありました補助対象事業については、下記のとおり完了しましたので、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

1 補助対象事業の名称及び区分

補助対象事業の名称

補助対象事業の区分

2 補助金額 金 ， 000円

[内訳]

（単位：円）

補助対象事業に 要した経費	補助対象経費	負担区分		
		市負担分	自己負担分	その他

3 完了年月日 年 月 日

4 実施場所

5 添付書類

- ・収支決算書（別紙1）
- ・事業実施書（別紙2（その1）又は別紙2（その2））
- ・契約書等の写し
- ・請求書の写し
- ・領収書等支払を証する書類の写し
- ・実施した事業の成果物又は写真等（施設等整備事業で改造を行った場合は、改造前及び改造後の写真）



## 収 支 決 算 書

## 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
自 己 資 金		
補助金等		
下関市補助金		
その他		
借 入 金		借入先
		借入先
寄 附 金		
その他収入金		
合 計		

## 《記入上の注意》

- 1 自己資金欄は、備考欄に明細を記入してください。
- 2 借入金欄は、借入先を記入してください。



別紙2（その1）

事業実施書

実施した補助対象事業	小売商業等振興事業	新 規 ・ 継 続
	施設等整備事業	新 設 ・ 改 造
	初動期活動事業	新 規 ・ 継 続
補助対象事業の区分		
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
実施場所		
補助対象事業の 効果の測定方法 及び測定の結果		
補助対象事業に対する 自己評価		

《記入上の注意》 実施した補助対象事業ごとに記入してください。

## 事業実施書

実施した補助対象事業	インバウンド対応事業
補助対象事業の区分	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
補助対象事業の 効果の測定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象事業の 効果の測定方法	
補助対象事業の 効果の結果及び分析	
補助対象事業に対する 自己評価	

第 号  
年 月 日

様

下関市長



下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を通知した下関市商店街等競争力強化事業費補助金については、下記のとおり交付額を確定したので、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、通知する。

記

- 1 補助金の交付対象事業  
補助対象事業の名称  
補助対象事業の区分

- 2 補助金交付確定額  
金 , 000円

※ 補助金の交付請求については、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第14条の規定により、速やかに行うこと。

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

（TEL（ ）（ ））

下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました補助金について、下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行 本店 金庫 支店
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	